

令和元年の来日外国人犯罪の検挙事例

はじめに

日刊警察新聞社発行「日刊警察」令和 2 年 5 月 11 日号に掲載された、警察庁まとめによる「令和元年の来日外国人犯罪情勢」の要旨を紹介する。外国人入国者数が大幅に増加する中、総検挙件数・人員はほぼ横ばいである。国籍別内訳ではベトナム、中国の順に多く、2 ヶ国で全体の半数以上を占めている。検挙人員の在留資格別内訳は、「短期滞在」「留学」「技能実習」の順に多かった。

■ 検挙状況

● 総検挙状況

令和元年の刑法犯、特別法犯を合わせた検挙件数は 17,260 件、検挙人員は 11,655 人で、前年に比べて検挙件数は 1,025 件(6.3%)増、検挙人員は 573 人(5.2%)増であった。

全刑法犯検挙件数に占める来日外国人の割合は、検挙件数が 3.1%、検挙人員が 2.9%であった。国籍別に見ると、検挙件数ではベトナムが 35.0%、中国が 26.0%、検挙人員ではベトナムが 28.9%、中国が 25.3%の順に多く、この 2 ヶ国で半数以上を占めた。

● 在留資格別

総検挙人員を正規滞在・不法滞在別に見ると、正規滞在が全体の 65.8%、不法滞在が全体の 34.2%であった。平成 27 年から不法滞在の割合が上昇傾向にある。

総検挙人員の在留資格別内訳は、「短期滞在」が 20.9%、「留学」が 18.2%、「技能実習」が 18.0%、「定住者」が 11.1%、「日本人の配偶者等」が 8.4%となっている。平成 31 年 4 月に創設された在留資格「特定技能」を有する者の検挙はなかった。

■ 刑法犯

● 検挙状況

検挙件数は 9,148 件、検挙人員は 5,563 人で、前年に比べて検挙件数は 425 件(4.4%)減、検挙人員は 281 人(4.8%)減とそれぞれ減少した。

罪種別では、凶悪犯が 147 件・157 人、粗暴犯が 1,235 件・1,342 人、窃盗犯が 5,218 件・2,528 人、知能犯が 1,285 件・457 人、風俗犯が 176 件・148 人、その他の刑法犯が 1,087 件・931 人であった。粗暴犯は検挙件数・人員ともわずかに増加している一方、凶悪犯、窃盗犯、風俗犯は検挙件数・人員とも減少している。

令和元年中に検挙した来日外国人による財産犯の被害総額は約 20 億円に上り、このうち約 11 億円(構成率 55.1%)が窃盗犯被害、約 8 億 8 千万円(同 44.2%)が知能犯被害によるものである。

窃盗犯の手口別では、侵入窃盗被害が約 4 億 2 千万円(同 21.2%)、乗り物盗被害が約 2 億 6 千万円(同 13.2%)であった。また、知能犯の罪種別では、詐欺被害が約 8 億 7 千万円(同 43.7%)であった。

- 国籍等別

国籍等別の刑法犯検挙状況を包括罪種等別に見ると、凶悪犯はベトナム及び中国、粗暴犯及び知能犯は中国、窃盗犯はベトナムが多くを占めた。

罪種等別の刑法犯検挙件数を国籍等別に見ると、強盗及び窃盗はベトナム及び中国が高い割合を占めている。窃盗を手口別に見ると、侵入窃盗はベトナム、中国、ブラジルが、自動車盗はブラジル、スリランカ、ロシアが、万引きはベトナム、中国が高い割合を占めている。また、知能犯を罪種別に見ると、詐欺は中国とブラジル、支払用カード偽造は中国とマレーシアが高い割合を占めている。

- 在留資格別

検挙人員を正規滞在・不法滞在別に見ると、過去 10 年間で、正規滞在の割合が 9 割以上を占め、ほぼ横ばい状態で推移している。包括罪種別の構成比率を正規滞在・不法滞在別に見るといずれの包括罪種等でも正規滞在が不法滞在を上回っている。

- 共犯事件

刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合を日本人・来日外国人別に見ると、日本人は 10.3%、来日外国人は 31.5%と日本人の約 3.1 倍となっている。また、来日外国人による共犯事件を形態別に見ると、2 人組は 13.7%、3 人組は 10.2%、4 人組以上は 7.5%となっている。

罪種等別に見ると、窃盗犯のうち、住宅対象の侵入盗では、日本人は 16.4%、来日外国人は 78.0%と日本人の約 4.8 倍となっている。

- 特別法犯

- 検挙状況

検挙件数は 8,112 件、検挙人員は 6,092 人で、前年に比べて検挙件数は 1,450 件(21.8%)増、検挙人員は 854 人(16.3%)増であった。要因としては入管法違反の増加が挙げられる。

法令別では、入管法が 5,897 件・4,279 人、薬物事犯が 890 件・749 人、風営適正化法が 180 件・190 人などの順に多かった。

- 国籍別・違反法令別

検挙件数・人員とも、ベトナムによる入管法違反が大きく増加している一方、中国による入管法違反は減少している。

- 在留資格別

検挙人員を正規滞在・不法滞在別に見ると、平成 29 年に不法滞在の割合が正規滞在の割合を上回って以降、令和元年も不法滞在の割合が正規滞在の割合を上回っている。

違反法令別の構成比率を正規滞在・不法滞在別に見ると、入管法違反を除き、不法滞在より正規滞在の割合が高くなっている。

- 入管法違反

過去 10 年間で、不法残留の検挙件数・人員が大きな割合を占めており、検挙件数は平成 25 年

から、検挙人員は平成 26 年からそれぞれ増加している。

国籍等別では、ベトナム 1,869 人(構成率 43.7%)、中国 1,068 人(同 25.0%)、タイ 302 人(同 7.1%)、フィリピン 254 人(同 5.9%)、インドネシア 217 人(同 5.1%)等となっている。

入管法第 65 条の規定(注)に基づき入国警備官に引き渡した人員は 1,000 人で、65 条措置人員と検挙人員を合わせた人員は 5,279 人となっている。

注：入国管理法第 65 条

(刑事訴訟法の特例)

第六十五条 司法警察員は、第七十条の罪に係る被疑者を逮捕し、若しくは受け取り、又はこれらの罪に係る現行犯人を受け取つた場合には、収容令書が発付され、且つ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百三条(同法第二百十一条及び第二百十六条の規定により準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができる。

2 前項の場合には、被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に、当該被疑者を引き渡す手続をしなければならない。

- 雇用関係事犯

外国人労働者(永住者等のその他の外国人を含む)に係る雇用関係事犯の検挙件数は 364 件、検挙人員は 406 人であった。検挙人員のうち暴力団員は 4 人であった。

- 売春防止法違反

検挙件数は 24 件、検挙人員は 18 人であった。検挙人員を違反態様別に見ると、周旋等が 6 人で最も多く、国籍別では中国が 13 人で最も多かった。

- 薬物事犯

検挙人員は 749 人で、事犯別に見ると、覚醒剤事犯が 495 人、大麻事犯が 165 人などであった。国籍別ではブラジルが 117 人、タイが 88 人、フィリピンが 63 人、ベトナムが 61 人、アメリカが 60 人などとなっている。

以上